

児童氏名： (令和 年 月 日生)

児童氏名： (令和 年 月 日生)

児童氏名： (令和 年 月 日生)

令和9年度 育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書

令和 年 月入所選考から令和 年 月入所選考まで（最長令和10年3月入所選考まで）、希望している保育所等に入所ができない場合、育児休業等を延長することが可能であるため、他の児童を優先的に選考していただいて構いません。

注意事項（下記を確認し、☒ をした上で、ご署名ください）

- ☐ 申し立てされた場合、育児休業等の延長が許容できるものとして、利用調整（入所選考）において100点の減点対象となります。
- ☐ 利用調整（入所選考）にて待機となった場合、「保育の利用待機証明（待機証明書）」は発行可能です。
- ☐ ただし、希望施設に欠員が出る等により入所可能となった場合は内定となります。
- ☐ 内定後に辞退された場合、辞退された月の「保育の利用待機証明（待機証明書）」は発行できません。
- ☐ 希望園につき、合理的な理由なく、自宅から通所・通園に片道30分以上要する施設のみ希望された場合、ハローワーク所管の育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに支障をきたす可能性があります。
- ☐ 令和10年4月入所選考以降も継続される場合、申立書の再提出が必要です。
※令和9年9月頃より再提出が可能です
※提出期限は各入所選考の申込締切日までとなり、期限までの提出がない場合、100点の減点対象外となります（4月1次選考など、申込期日が例月と異なる場合も同様）
- ☐ 育児休業等の延長可能期間（100点の減点対象期間）を短縮される場合などは、別途、申込書類の提出が必要です（未提出の場合、100点の減点が継続されます）。
※申込書類：『保育の利用申込内容変更申請書（育児休業等延長可能期間の終了欄）』

令和 年 月 日

住所：高槻市

署名（育児休業等の取得者）：